

ピックアップニュース

町のいまを
わかりやすくお届け!

**ページIDを
ご活用ください！**

広報やずに掲載している情報は、町ホームページでより詳細な内容をご覧いただけます。ホームページの「検索」からページID検索窓に7桁の数字を入力すると、目的のページにジャンプします。

令和９年４月から
下水道使用料の算定方法と料金が変わります

一般家庭は「世帯人数による算定」から「使用水量に応じた算定」へ

町の下水道事業は、現在の使用料収入だけでは、施設の適切な維持管理や将来の更新に必要な経費を十分に賄えない厳しい経営状況が続いています。

こうした状況を踏まえ、町では令和７年度に「上下水道運営審議会」へ下水道使用料などの改定について諮問し、慎重な審議を経て、令和８年４月10日に見直しに関する答申を受けました。

この答申を踏まえ、今後も安定した下水道サービスを維持していくため、町では検討を重ねた結果、令和９年４月から下水道使用料の算定方法と料金を改定することとしました。改定に至った経緯や背景については、広報やず６月号でも紹介していますので、併せてご覧ください。

◇ 主な変更点

一般家庭の算定方法が「従量制」に変わります

これまでは、住民票上の世帯人数をもとに毎月の使用料を算定していましたが、令和９年４月からは、実際に使用した水量に応じて使用料を算定する「従量制」に変わります。

これにより、使用水量に応じた料金となり、節水の取組なども使用料に反映される仕組みになります。

下水道使用料を引き上げます

下水道施設の維持管理や設備の更新等に必要な経費を確保するため、基本料金を４％、超過料金を６％引き上げます。

※事業所は、現在も従量制により算定されている算定方法に変更はなく、料金改定のみとなります。

◇ 改定後の料金

改定後の料金は、使用する水道の種類などによって異なります。次の表でご確認ください。

● 町水道を使用している一般家庭（町が使用水量を把握できる家庭）

現行　令和９年３月請求（３月使用分）まで

基本料金	超過料金
2,129円	世帯人数 １人あたり **407円**

改定後　令和９年５月請求（４月使用分）から

基本料金	超過料金		
使用水量が ７㎥まで一律 **2,214円**	使用水量	8㎥以上 30㎥まで	**117円/㎥**
		31㎥以上 50㎥まで	**127円/㎥**
		51㎥以上 80㎥まで	**136円/㎥**
		80㎥超	**166円/㎥**

（金額は消費税抜）

※【計算例】１か月の使用水量が35㎥の場合の下水道使用料（税込み）
（2,214円＋23㎥×117円＋5㎥×127円）×1.1＝6,094円

※外蛇口など、下水道に流していない水道水の使用量を下水道使用料から差し引くことを希望される場合は、対象となる水栓の手前に水量メーターを設置する必要があります。設置費用は自己負担となります。

● 町水道以外を使用している一般家庭（町が使用水量を把握できない家庭）

井戸水や集落管理水道を使用し、その水を下水道に流している家庭は、町で使用水量の検針ができないため、世帯人数に応じた認定水量をもとに下水道使用料を算定します。

令和９年４月使用分（５月請求分）からの使用料（消費税抜き）は、右表のとおりです。

※認定水量ではなく、実際の使用水量に応じた下水道使用料を希望される場合は、町で使用水量を把握するため、井戸などへのメーター設置が必要です。設置にかかる費用は自己負担となります。

※施設に入所されている方がいる場合は、減免申請書を提出することで、使用料の減免を受けられます。

世帯人数	認定水量	使用料金
０人	４㎥	2,214円
１人	９㎥	2,448円
２人	１６㎥	3,267円
３人	２２㎥	3,969円
４人	２６㎥	4,437円
５人	３０㎥	4,905円
６人	３３㎥	5,286円
７人	３８㎥	5,921円
８人	４２㎥	6,429円
９人～	１人増すごとに5㎥加算する	別途計算

（金額は消費税抜）

● 事業所

現行 令和９年３月請求（２月使用分）まで

基本料金	超過料金		
使用水量が７㎥まで一律 **2,129円**	使用水量	8㎥以上 30㎥まで	**111円/㎥**
		31㎥以上 50㎥まで	**120円/㎥**
		51㎥以上 80㎥まで	**129円/㎥**
		80㎥超	**157円/㎥**

改定後 令和９年４月請求（３月使用分）から

基本料金	超過料金		
使用水量が７㎥まで一律 **2,214円**	使用水量	8㎥以上 30㎥まで	**117円/㎥**
		31㎥以上 50㎥まで	**127円/㎥**
		51㎥以上 80㎥まで	**136円/㎥**
		80㎥超	**166円/㎥**

（金額は消費税抜）

◇ 新しい下水道使用料はいつから適用される？

料金の適用時期は、一般家庭と事業所で異なります。また、一般家庭は請求月も変更になりますので、ご注意ください。

● 一般家庭

令和９年４月使用分から新料金が適用されます。

算定方法の変更に伴い、請求はこれまでの使用月と同じ月から、使用月の翌月に変更となります。

※令和９年４月１日以降に使用を開始した場合は、初回の請求から新料金が適用されます。



● 事業所

令和９年３月使用分から新料金が適用され、令和９年４月請求分から新料金となります。

問い合わせ 上下水道課 ☎72-3973 **ページID** 0018908

空き家等実態調査を実施します

町内の空き家の所在や建物の状態などを把握し、今後の空き家対策に役立てるため、現地調査を実施します。調査で得られた情報は、「第３次八頭町空き家等対策計画（仮称）」の策定や空き家の利活用など、今後の空き家施策に活用します。

町から委託を受けた事業者が町内全域（全集落）を対象に現地を確認しますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 企画課 ☎ 76-0212
ページID 0019489

熊本地震災害義援金へのご協力ありがとうございます

10月末現在、皆さまから総額33万1,932円の義援金が寄せられました。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて、被災自治体から被災された方々へ配布されます。

義援金の受付期限は令和９年３月31日まで延長されていますので、引き続き、ご協力をお願いします。


池上祥子事務局長（左）と矢部町長

問い合わせ 福祉課 ☎ 72-3586

令和７年度　国民健康保険特別会計の決算状況をお知らせします

令和７年度の国民健康保険特別会計の決算は、歳入が17億6,895万9,572円、歳出が17億435万5,889円となり、6,460万3,683円の黒字となりました。

前年度と比べると、歳入は8,877万9,004円（4.8％）、歳出は8,346万7,570円（4.7％）それぞれ減少しています。

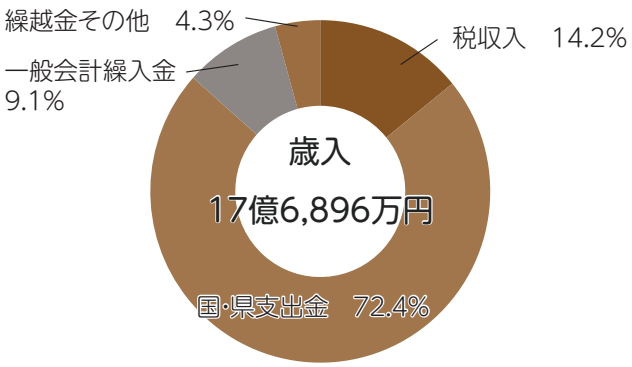
○歳入の状況

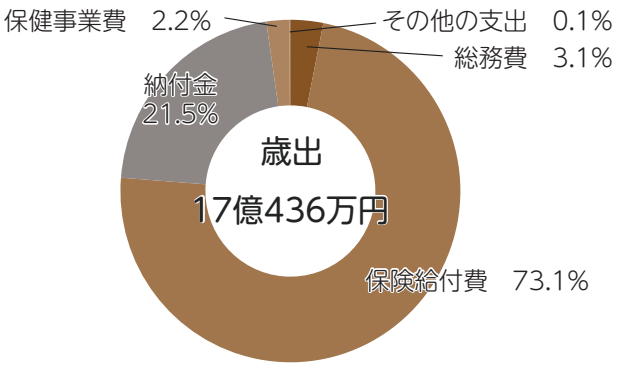
歳入の主なものは、国保税が２億5,059万４千円（全体の14.2％）、国・県支出金が12億8,036万２千円（全体の72.4％）です。前年度と比べると、国保税は0.1％、国・県支出金は6.9％それぞれ減少しました。

令和７年度の国保税の現年分調定額は２億4,975万１千円で、前年度と比べて1.12％増加しました。一方、現年分の徴収率は町全体で97.69％となり、前年度から0.3ポイント低下しました。

○歳出の状況

歳出の主なものは、保険給付費が12億4,642万５千円（全体の73.1％）、鳥取県に納付する保険給付費等交付金の財源となる保険事業費納付金が３億6,624万１千円（全体の21.5％）です。前年度と比べると、保険給付費は7.4％減少し、保険事業費納付金は3.4％増加しました。





◆１人あたり・１世帯あたりの保険税の状況

区　分		令和７年度
医療分	１人あたり	54,558円
	世帯あたり	81,068円
後期支援分	１人あたり	20,033円
	世帯あたり	29,767円
介護分	１人あたり	20,500円

◆医療給付費等負担額の状況

区　分	令和７年度
療養給付費	1,046,322千円
療養費	4,028千円
高額療養費	188,357千円
出産育児諸費	3,469千円
葬祭費	1,020千円
計	1,243,196千円

１世帯あたりの保険者負担額	591,833円
１人あたりの保険者負担額	398,298円
年間１人あたりの費用額	517,601円

※１人・１世帯当たりの額は、医療費のみで算出しています（葬祭費等は除く）。

○医療費の推移

令和７年度の被保険者１人あたりの医療費は517,601円で、前年度より21,826円減少しました。

◆国保の被保険者数と世帯数（令和８年３月末）

被保険者数	3,054人
世帯数	2,063世帯

◆用語説明

療養給付費	医療費（食事代を含む）、調剤費、歯科診療費のこと
療養費	柔道整復、針、灸、マッサージ、補装具等の治療費のこと
高額療養費	１か月の医療費が一定以上になったときに世帯主に支給される給付費のこと
保険税（医療分）	国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、医療給付納付金、保健事業費等に充てられるもの
保険税（後期高齢者支援分）	国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、後期高齢者納付金に充てられるもの
保険税（介護分）	国保事業に要する費用に充てるための徴収金のうち、介護納付金に充てられるもの。40歳～65歳までの者が、介護保険２号保険者として負担する。
費用額	医療費の総額のこと

問い合わせ　町民課　☎76-0205

令和８年度（上半期）財政状況の報告

地方自治法第243条の３第１項、八頭町財政状況の公表に関する条例第２条、地方公営企業法第40条の２第１項、八頭町簡易水道事業の設置等に関する条例第９条及び八頭町下水道等事業の設置等に関する条例第９条の規定により、令和８年４月１日から令和８年９月30日までの間における八頭町の財政状況を公表します。

○ 歳入歳出予算の執行状況（令和８年４月１日～令和８年９月30日）

（単位：千円、％）

区　分	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一般会計	13,702,956	7,233,240	52.7	5,197,278	37.9
国民健康保険特別会計	1,863,765	866,999	46.5	665,311	35.6
介護保険特別会計	2,534,842	244,128	9.6	917,336	36.1
宅地造成特別会計	200	269	134.5	89	44.5
墓地事業特別会計	2,000	1,765	88.2	182	9.1
後期高齢者医療特別会計	338,400	101,548	30.0	106,495	31.4
上私都財産区特別会計	5,300	5,464	103.0	0	0.0
市場、覚王寺財産区特別会計	713	712	99.8	76	10.6
上津黒、下津黒財産区特別会計	7,000	7,373	105.3	0	0.0
篠波財産区特別会計	15,800	15,932	100.8	108	0.6
大江財産区特別会計	12,035	11,983	99.5	1	0.0
計	18,483,011	8,489,413	45.9	6,886,876	37.2

※ 収入より支出が多い会計については、会計間の繰替運用により経理しています。

（公営企業会計）

（単位：千円、％）

区　分	収入			支出		
	予算現額	収入済額	執行率	予算現額	支出済額	執行率
簡易水道事業会計	411,795	137,365	33.4	481,258	107,741	22.4
下水道等事業会計	1,481,242	558,841	37.7	1,497,170	414,330	27.7

※収支の不足分は当年度損益勘定留保資金、当年度利益剰余金処分額及び引継現金により補てんします。

問い合わせ　総務課　☎76-0201

空き家利活用シンポジウム in 八頭町を開催します

本来であれば捨てられてしまう古材や古道具を再利用する「レスキュー」から、空き家の利活用、まち全体の価値を高めるエリアリノベーションまで、空き家や地域の可能性を紐解くシンポジウムを開催します。

地域の皆さんの想いが詰まった家を「地域資源」として捉え直し、次の世代へつないでいくために、空き家や地域のこれからについて一緒に考えてみませんか？

日　　時　12月13日（日）
13:30 ～ 16:00
場　　所　船岡地区公民館
内　　容　○基調講演
講師
東野唯史さん
（ReBuilding Center JAPAN）
○パネルディスカッション
東野唯史さん・華南子さん ほか


講師の東野唯史さん

問い合わせ　企画課 地域戦略室
☎76-0213

ページID　0018373

町営やずバスの運賃無料化実証事業を実施します

運転免許証をお持ちでない方の移動手段の確保と、公共交通の利用促進を目的に、町営やずバスの運賃を無料にする実証事業を実施します。

対象となる方
・八頭町タクシー利用費助成事業に登録している方
・町内小・中学校の児童・生徒

対象路線
町営やずバス全路線
（私都線、大江線、ミニSL博物館線、大御門･国中線、皆原線、細見線、見槻線）

実証期間
12月１日（火）～令和９年３月31日（水）

利用方法
降車時に運転手へ次のいずれかを提示することで、運賃が無料になります。
・タクシー利用者証明証
（タクシー利用費助成事業の登録者）
・八頭中学校の学生証
・小学生は「やずバス利用カード」（※要事前申請）



問い合わせ　商工観光課　☎72-0144